

市長の給与の臨時特例減額について

1 趣旨

平成 28 年 2 月議会定例会で、議員から鎌倉市職員労働組合が掲示板に貼付したポスターの内容について質問があり、市は地方公務員法第 36 条に抵触し処分を検討すると答弁しました。その後、市の顧問弁護士に確認し、本件は地方公務員法違反には当たらないと判断するに至りましたが、その答弁後の見解の変更について、市議会に報告しなかったことを問題と捉え、その責任を明らかにするため、市長の減給を行おうとするものです。

2 市長の議会答弁の経過について

(1) 平成 28 年 2 月議会定例会での質問と答弁

鎌倉市職員労働組合掲示板に貼られていたポスターについて

議員質問要旨) 地方公務員法第 36 条に規定される政治的行為の制限に抵触するか。

答弁要旨) 抵触する。

議員質問要旨) 関わった職員の処分を行うか。

答弁要旨) 処分を行うことを検討していく。

(2) 平成 28 年 9 月議会定例会での質問と答弁

鎌倉市職員労働組合掲示板に貼られていたポスターについて

議員質問要旨) 2 月定例会での処分について、どのようになっているか。

答弁要旨) 答弁の後、弁護士に確認したところ政治的行為の制限の抵触に当たらないとの見解を得たことから、地方公務員法違反ではないと判断している。

議員質問要旨) 法解釈を誤ったこと、答弁を安易に改めることは議会軽視ではないか。

3 月には改めることとなったにもかかわらず、議会に対し報告がなかった。

答弁要旨) 本日まで報告しなかったことについてお詫びする。

3 減額(案)

市長 10% 1 箇月

市長

抑制措置	減額(案)	計
任期中	1 箇月	1 箇月
10%の減額	10%の減額	20%の減額

区分	条例上の本来額 (抑制措置後の額)	抑制措置及び減額(案)	差
給料月額	961,000 円 (864,900 円)	768,800 円	△192,200 円 <u>(△96,100 円)</u>
地域手当	96,100 円 (86,490 円)	76,880 円	△19,220 円 <u>(△9,610 円)</u>
計	1,057,100 円 (951,390 円)	845,680 円	△211,420 円 <u>(△105,710 円)</u>

4 最近の事例

(1) 極楽寺四丁目開発計画における開発許可処分取消しについて

ア 担当職員の処分等の内容

「戒告」の懲戒処分と「厳重注意」等の行政措置処分

イ 減額の内容

市長 抑制措置 10% + 減額 10% = 20%

副市長 抑制措置 7% + 減額 7% = 14%

ウ 減額の期間

平成 26 年 1 月 (1 箇月)

(2) 小町通り電線共同溝工事等業務委託に係る不適切な事務処理

ア 担当職員の処分等の内容

「訓戒」等の行政措置処分

イ 減額の内容

市長 抑制措置 10% + 減額 10% = 20%

副市長 抑制措置 7% + 減額 7% = 14%

ウ 減額の期間

平成 25 年 7 月 (1 箇月)